

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

武内 信政
広報担当マネージャー
03 6271 9408
nobumasa.takeuchi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、東京事務所の3名を含む83名のパートナーを選任

新たに選任されたパートナーのうち、女性の割合は40%以上

新たに選任されたパートナーに外部からの加入パートナーを加えた総数は134名

【グローバル発 2015年6月25日】ベーカー&マッケンジーは、世界47か国、77の事務所において、新たに83名のパートナーを選任し、東京事務所でも3名のパートナーが選任されましたのでお知らせいたします。これら83名は、7月1日付でパートナーに就任し、ベーカー&マッケンジーのパートナー総数は、全世界で1,500名となります。

新たに選任されたパートナーのうち、女性の割合は40%以上となります。世界全体では、税務分野において最も多く新たなパートナーが誕生しており、銀行・金融、紛争解決、労働の分野が続いています。地域別の内訳は、アジア・パシフィックから28%、ヨーロッパ、中東及びアフリカから34%、ラテンアメリカから18%、北米から20%となります。

ベーカー&マッケンジーは、過去一年間で51名のパートナーを他の法律事務所から迎え入れ、M&A、銀行・金融、税務、労働等の主要な分野を拡充しており、このうち女性の割合は30%となります。新たに選任されたパートナーを含め、事務所全体ではこの一年間に合計134名のパートナーが就任しました。

また、直近一年間で、オーストラリアのブリスベンおよびサウジアラビアのジッダに新たなオフィスが設立され、さらに陣容が拡大されています。

東京事務所では、本間正人（銀行・金融）、木村裕（コーポレートM&A）、小埜由紀子（税務）の3名が2015年7月1日付けでパートナーに就任することになりました。

新たな3名のパートナー就任について、東京事務所の代表パートナーであるジェレミー・ピッツは、「日本企業がグローバル市場でビジネス展開をさらに加速させている中、私どものようなグローバルファームの東京事務所が果たすべき役割は、これまで以上に大きくなっていくものと考えております。海外での勤務経験があり、クロスボーダー案件および各自専門分野において豊富な実績を有するこれら3名のパートナーが選任されたことは、大きな意義があります。彼らのM&A、金融および税務における業務は、日本経済の海外成長にとって重要です。彼らのパートナー就任は、クライアントの皆様の海外取引とグローバルなビジネス展開において、さらなるサポートを提供する存在であり続けるものと確信しています」と述べています。

このたび、各事務所で新たに選任されたパートナーの一覧は以下の通りです：

独占禁止法・競争法

Marc Lager (ウィーン)

Anton Subbot (モスクワ)

銀行・金融

Amr Baggatto (カイロ)

Gonzague Basso (パリ)

Carlos Sagaon Garza (メキシコシティ)*

本間 正人 (東京)

Chu Kah Chin (シンガポール)

Helen Naves (サンパウロ)**

Somika Phagapasvivat (バンコク)

Kullapa Stavorn (バンコク)

キャピタル・マーケット

Mohammad Al Rasheed (リヤド)

Robert Eastwood (リヤド)

コンプライアンス

Vivian Wu (北京)

コーポレート

Andrea Kennedy (メルボルン)

紛争解決

Carlos Ayres (サンパウロ)**

Hillary Brennan (ワシントン D.C.)*

Tom Firestone (ワシントン D.C.)*

Fernando Goldaracena (ブエノスアイレス)*

Mia Imperial (マニラ)

Trevor McFadden (ワシントン D.C.)*

Bryan Ng (香港)

Pradthanaadt Ratanatanungpong (バンコク)

労働

Jordan Faykus (ヒューストン)*

Katja Häferer (ミュンヘン)

Alberto Madamé (マドリッド)

Raul Lara Maiz (モントレー)*

Tricia Oliveira (リオデジャネイロ)**

Monica Pizarro (リマ)

Stephen Ratcliffe (ロンドン)

— 続き —

エネルギー、鉱業・インフラストラクチャ
Melanie Ho (台北)

知的財産

Guy Birkenmeier (ダラス)*
Jonathon Flintoft (シドニー)
Nathalie Marchand (Paris)
Erica Sarubbi (サンパウロ)**
Eva-Maria Strobel (チューリッヒ)
Daniel Tallitsch (シカゴ)*

情報技術・通信

Julia Wendler (ミュンヘン)

M&A

Jonathan Adams (メキシコシティ)*
Julius Cervantes (マニラ)
Dang Chi Lieu (ハノイ)
Wendelin Etmayer (ウィーン)
Gwyneth Gu (台北)
木村 裕(東京)
Duffy Lorenz (シカゴ)*
Valerie Marsh (ワシントン D.C.)*
Mercedes Masjuan (ブレノスアイレス)*
Lewis Popoff (シカゴ)*
Ornsiri Samarnmitr (バンコク)
Torsten Schmitt (ルクセンブルグ)
Cherri Shi (上海)
Alexander Spoor (アムステルダム)
Christian Vocke (フランクフルト)

プライベート・エクイティ

Jannan Crozier (ロンドン)

製薬・ヘルスケア

Belle Chiou (台北)
Cahyani Endahayu (ジャカルタ)

不動産

Eva Leygonie (パリ)
Samuel Marbacher (チューリッヒ)
Wan Shiu Man (香港)
Ryan Vann (シカゴ)*

— 続き —

税務（移転価格含む）

Lucy Alberto (ニューヨーク)*
Marine Dupas (パリ)
Michiel Kloes (アムステルダム)
Nancy Lai (上海)
Amy Ling (上海)
小埜 由紀子 (東京)***
Mirko Marinc (アムステルダム)
Juan Pablo Menna (ブエノスアイレス)*
Ciro Meza (ボゴタ)
Patrick O'Gara (ロンドン)
Christian Port (フランクフルト)
Joshua Richardson (シカゴ)*
Mark Roche (サンフランシスコ)*
Susan Ryba (シカゴ)*
Michele Santocchini (ローマ)
Juliane Sassmann (デュッセルドルフ)
Thales Stucky (ポルトアレグレ)**
Ana Carolina Utimati (サンパウロ)**
Jennifer Wioncek (マイアミ)*
Roberto Cardona Zapata (メキシコシティ)*
Antonio Zurera (マドリッド)

通商・貿易

Holly Files (ワシントン D.C.)*
Paul Amberg (シカゴ)*
Johannes Teichmann (フランクフルト)

*2015年1月1日付で選任

**ブラジルの法律事務所 Trench, Rossi e Watanabe Advogados との提携事務所

***経済分析専門家（当事務所ではパートナーとは案件管理責任を負う上級専門職を意味しており、民法上の組合員とは異なります。）

- 以上 -

ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47か国に77の事務所に11,000名以上を擁する国際法律事務所です。1949年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2014年6月30日決算期における収入は、25億4,000万米ドルを超えました。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、紛争解決、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。